平成２９年（フ）第７５８号
京都市西京区下津林楠町81番地　フォンテーヌ81　308号室
破産者　佐藤　光二
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７６０号
京都市山科区厨子奥長通11番地の27
破産者　谷　　望
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８１４号
京都市南区久世殿城町518番地７、前住所京都市西京区大原野上里南ノ町544番地の12
破産者　鎌倉　敏美
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５６号
宮崎市橘通西５丁目３番24号　アルテサウスタワー501号、申立時の住所京都府久世郡久御山町林北畑105番地　30棟404号
破産者　藤原　教一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８７４号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　23棟103号
破産者　西村　正行
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８８０号
京都市伏見区石田大山町72　醍醐病院内、住民票上の住所京都市山科区西野山百々町１番地　シャトー産友108号室
破産者　川口　省一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
奈良県生駒市小平尾町41番地５
破産者　ＮＳＣこと　中川　秀次
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５３号
奈良県生駒郡斑鳩町興留５丁目10番30号
破産者　荒木　敬子
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２７９号
奈良県生駒市東生駒１丁目461番地９
破産者　木下　米男
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第９４号
広島県呉市栃原町1153番地の３
破産者　應和　靖則
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２２６号
香川県さぬき市志度569番地１　カネアカハイム102
破産者　松岡　祐生
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2052番地３　セトル鞍手528号
破産者　建井美佐子
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２８０号
大分市大字木上85番地の１（ＵＮコーポ105）
破産者　今村　幸恵
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２８年（フ）第３８８号
静岡県沼津市千本中町31番地
破産者　有限会社三兼商店
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４５号
福岡市東区二又瀬17番16号
破産者　有限会社デリカサポートシステム
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２３９号
埼玉県上尾市宮本町15番５号
破産者　有限会社ベンチャーアンドディーシー
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
さいたま市北区吉野町２丁目226番地１
破産者　大宮海老商事有限会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７４号
名古屋市中村区中島町２丁目40番地
破産者　岡進建設工業株式会社
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４３号
愛知県春日井市大手田酉町２丁目２番地の１
破産者　株式会社湊ゴム工業
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部